

令和2年度中小企業等外国出願支援事業に係るQ & A

Q 地域団体商標に係る外国出願の場合の支援の対象者は?

A 地域団体商標に係る外国出願の場合は、地域団体商標の登録を受けることができる者のうち、事業協同組合その他の特別の法律により設立された組合、商工会、商工会議所及びNPO法人が対象となります。

Q いわゆる「みなし大企業」は中小企業者に該当するか?また「みなし大企業」とはどのような企業を指すか?

A 本補助事業の目的である「中小企業者等による諸外国での戦略的な産業財産権の取得に向けた外国出願を促進すること」を鑑みれば、中小企業者等であっても、大企業（中小企業者等以外の者で事業を営む者）が実質的に経営に参画していると考えられる場合（いわゆる「みなし大企業」）については、支援対象とすべき理由が乏しいため、他の中小企業向け補助金と同様に、支援対象外です。「みなし大企業」とは、次のいずれかに該当する者をいいます。

- ①発行済株式総数又は出資総額の2分の1以上を同一の大企業が所有している中小企業者等
 - ②発行済株式総数又は出資総額の3分の2以上を複数の大企業が所有している中小企業者等
 - ③大企業の役員又は職員を兼ねている者が、役員総数の2分の1以上を占めている中小企業者等
- (※) 大企業とは、中小企業基本法に規定する中小企業者以外の者であって、事業を営む者をいいます。ただし、以下に該当する者については、大企業として取り扱わないものとします。
- ・中小企業投資育成株式会社法（昭和38年法律第101号）に規定する中小企業投資育成株式会社
 - ・投資事業有限責任組合契約に関する法律（平成10年法律第90号）に規定する投資事業有限責任組合

Q 外国法人は対象となるか?

A 本補助事業は、我が国の中小企業者等のグローバル展開を知財面より後押しするものであり、日本に所在する外国法人については、既にグローバル展開を行っており、その外国出願まで支援するものではありません。本補助事業いう「中小企業者等」とは当然に「我が国」の中小企業等を指し、日本の法人登記が必要です。よって、外国法人は本補助事業の対象にはなりません。
なお、外国資本が入っていても日本の法人登記がされている者（いわゆる外資系企業）であれば、「我が国」の中小企業に該当しますので、当然に本補助事業の対象となります。

Q 対象となる外国出願はどのようなものか?

A 中小企業者等による申請時点において、既に日本国特許庁へ出願済であって、かつ本補助事業の採択後、年度内に外国特許庁へ同一内容の出願を行う予定の案件が対象となります。よって、補助事業者からの交付決定前に外国出願した案件は対象となりません。

- ※ 本補助事業では、日本国特許庁に対して行っている出願を基礎として、これと同一内容（特許法に定められている補正の範囲内、さらには基礎出願をまとめる場合も含む。）で行う予定の外国出願が対象であり、いわゆる外国への第1国出願（日本国特許庁への基礎出願がないもの）は対象とはなりません。
- ※ 日本国特許庁への出願は、当該補助年度内である必要はありません。
- ※ 優先権主張期間内に外国特許庁へ出願する案件が対象となります（商標登録出願を除く）。

Q 商標の場合、日本国特許庁に行っている基礎出願をアルファベット表記又は現地語等に翻訳している案件は対象となるか？

A 基礎出願の訳語は基礎出願と同一内容とみなしますので、対象となります。原則として国内基礎出願と同一内容の出願が助成対象となります。優先権主張を伴わない商標の直接出願に限り、出願国での使用形態等に応じたやむを得ない変更について、その必要性が認められる場合は、「同一内容」の範囲として認めることができます。

交付申請書の「7.外国特許庁への出願に関する出願計画の内容」欄に変更を必要とする理由等を記載するとともに外国出願を予定する商標（案）を提出してください。また、変形して外国出願する商標についての出願国での商標先行登録調査が必要です。審査で、「同一内容」の範囲でありやむを得ない変更と認められた場合に、助成対象となります。採択後の変更は原則認められません。採択後やむを得ず変更しなければならない場合は、産振構の承認が必要です。採択後の変更とならないよう、交付申請の前に、代理人等と出願内容について十分にご検討ください。

なお、①マドプロで出願する場合、②パリルートで優先権主張する場合は、制度上、日本語の商標を基礎として現地語に翻訳した商標を外国出願することができません。

①マドプロで出願する場合

マドプロ制度においては、日本の基礎出願と外国出願する商標の「商標の同一性」が厳格に求められるため、日本国特許庁に行っている基礎出願を現地語に翻訳したものについては、その文字の形状等が異なることから、同一性要件を満たさないため、マドプロ出願することができません。

②パリルートで優先権主張する場合

商標のパリルートについては、優先権主張する場合、日本語の商標と文字の形状等の同一性が必要となります。よって、翻訳した商標については、日本語の商標出願を基礎として、翻訳した商標を出願することができません。

Q 欧州特許庁や欧州商標意匠共同体への出願は対象となるか？

A 欧州への出願（欧州特許庁又は欧州共同体商標意匠庁への出願手続）についても、1国に対する出願と同趣旨ですので対象となります。ただし、欧州特許庁からEPC加盟国への移行手続きについては、登録査定後のみとなりますので、出願後に発生する費用となるため対象にはなりません。

Q 国内弁理士等から国内又は外国の代理人等に再度出願手続きを委託した場合、当該事業者への仲介手数料は対象となるか？

A ①国内弁理士等から国内の仲介事業者を介して実際の出願国の現地代理人に出願を依頼するケースや、②国内弁理士等から現地代理人への出願手続きの間に、第三国（代理人が介在した）の代理人が介在したケースにおける仲介手数料の類は、国内弁理士等が直接出願国の現地代理人へ依頼すれば要しない費用であるため、原則対象となりません。ただし、当該国への出願をする際に、仲介業者や第三国（代理人が利用しない）の代理人を利用しないと出願が困難であるといった特段の事情がある場合（出願国が通常はあまり出願しないような途上国である等）には、仲介手数料を支払うことも可能です。この場合、仲介業者や第三国（代理人が利用しなければならなかった）の代理人からの請求書等の内訳より、仲介手数料の金額等について確認する必要があります。

Q 印紙代は助成対象となるか？

A 日本国特許庁へ納付する手数料（印紙代）は対象外となります。

Q 海外でかかる税金（海外付加価値税（VAT）等）は助成対象となるか？

A 海外でかかる税金については対象外となります。

Q 実績報告時における為替レートの適用の考え方は？

A 現地への適用レートの考え方については、国内代理人等から現地代理人への送金実績額を助成対象経費とすることが望ましい（国内代理人が実際に支払った額であることは相違ない）ため、レートは、原則送金日のレートを用いることとします。ただし、請求書内で、現地通貨から米ドル等に換算して現地代理人から請求があった場合は、現地通貨→米ドル等部分の換算について、レートが適正かどうかの確認が取りがたい（現地代理人と国内代理人間で任意のレートが設定されている可能性もある）こと、米ドル等を介することで必要以上の額が助成対象経費として計上されることも考えられることから、原則として、米ドル等を介する実際の送金実績額と現地通貨から直接円に換算した額を比較し、安価な方を助成対象経費とします。この場合、現地通貨から直接円に換算する場合の適用レートも、送金日のレートを用います。ただし、事前に国内代理人と現地代理人との間でレートに関する契約や取り決め等がある場合は、その書類の写し等を提出することで当該レートが適用可能な場合がありますので、詳細はお問い合わせください。

なお、実績報告時に、「様式第6の別紙（証明書）」を提出した場合は、「送金時の為替レートが客観的にわかる金融機関の為替レート表」等の添付が不要となります。

Q 共同出願は対象となるか？

A 共同出願については、特許料等の軽減措置と同様に、出願に関する中小企業者等の持ち分比率に応じた費用のみが補助対象となります。ただし、実際に中小企業者等が出願時に負担している費用額を超えた額を助成対象経費とすることはできません（実施要領第4条第3項）。

この確認のため、様式第1－1（又は1－2）の交付申請書及び様式第6による実績報告書には、当該企業の持ち分割合及び費用負担割合の確認がとれる契約書等の写しの添付が必要です（交付申請時と実績報告時の内容に変更等がなければ、実績報告時の再提出は不要）。

例①) A社（中小企業）とB社（大企業）の共同出願のケースで、それぞれの持ち分比率がA社1／2、B社1／2、出願にかかった費用100万円すべてA社が負担した場合。
→助成対象経費は中小企業の持ち分により、50万円、助成額は25万円となります。

例②) A社（中小企業）とB社（大企業）の共同出願のケースで、それぞれの持ち分比率がA社9／10、B社1／10、出願にかかった費用が100万円。ただし、費用負担割合はA社、B社とも1／2（50万円ずつ）の場合。
→助成対象経費は中小企業の持ち分から算出すると90万円となります、A社の負担額は50万円であり、中小企業の負担額（50万円）を超えた額を助成対象経費とすることはできないため、助成対象経費は50万円、助成額は25万円となります。

例③) A社（中小企業）とB社（中小企業）の共同出願（特許）で、A社、B社とも補助金の申請をしてきたケース。それぞれの持ち分比率がA社1／2、B社1／2、出願にかかった費用360万円をそれぞれ半額ずつ負担した場合。
→通常どおり計算すると助成対象経費は中小企業の持ち分により180万円ずつ、助成額は90万円となるところ、A社B社双方から申請があるため、1案件あたりの上限額が150万円を超えることになります。よって、こういった場合については、上限額150万円を持ち分比率で割り、A社B社とも75万円ずつの助成額となります。

Q 外国特許庁への出願についての査定状況について

A 募集要領の7及び8（2）にあるように、本補助事業により行った外国特許庁へのすべての出願について、査定結果を受領するまで、毎年3月末現在の査定状況を5月末日までに、産振構に報告してください。（実施要領様式第9）

また、支援企業の実態や要望を分析し、今後の施策の検討等に活かすため、国及び産振構等が本補助事業完了後5年間行う状況調査（フォローアップ調査、ヒアリング等）にご協力をお願いします。

過年度の本補助事業による外国特許庁へ出願を行っている中小企業者等が、新たに本補助事業の活用を希望する場合、過年度出願分の査定状況の報告及びフォローアップ調査への協力を行ってることを確認します。（交付申請書に、「過去における本補助金の支援実績」の欄が設けられています。）ただし、本年度に限り、この運用の変更を中小企業者等へ周知する期間が確保できることに鑑み、昨年度のフォローアップ調査にご協力いただけなかった中小企業者等で本年度の本事業の活用を希望する場合の措置が用意されています。詳細は、産振構までお問い合わせください。

Q 助成金の支払手続はどうなるのか？

A 募集要領の8にあるように、原則として、精算払により交付します。すなわち、外国特許庁への出願、及び弁理士等の代人への支払い完了後に、ひろしま産業振興機構（産振構）に提出していたとき、この実績報告を踏まえて、産振構が補助金額を確定し、補助金を交付します。

なお、特別な事情がある場合は、財務省協議で承認を受けた上で、概算払をすることができます。

Q 暴力団排除にかかる誓約事項とは？

A 経済産業省では、平成26年4月より、原則、経済産業省内すべての補助事業において暴力団排除の取組を実施することとなり、本補助事業も対象となりました。

間接補助事業者からの暴力団排除にあたっては、以下の取組を行います。

(i) 実施要領別紙の「暴力団排除に関する誓約事項」（以下、「誓約事項」という。）記に該当する者が行う事業については交付対象としないこと

(ii) 間接補助事業者が誓約事項に同意すること

(iii) 誓約事項に違反した場合には交付決定の取消しを行うこと

間接補助事業者は、交付申請書の提出をもって、実施要領別紙記載の暴力団排除に関する誓約事項に同意したものとし（実施要領第23条）、交付申請書には役員等名簿を添付しなければなりません。なお、役員等には監査役も含みます。

<参考>

助成対象経費一覧

経費区分	内容
外国特許庁への出願手数料	<ul style="list-style-type: none"> ・出願国への出願手数料（パリルート等で出願した当該外国の出願手数料/PCT国際出願に係る各指定国への国内移行時の手数料（日本国移行に係る費用は除く）） <ul style="list-style-type: none"> ・WIPO（ハーグ・マドプロ出願の場合）への出願手数料 ・外国特許庁へ出願手数料と同時に支払うことの出来る費用（審査請求料・優先権主張料・補正料・出願維持年金 など）
現地代理人費用	<ul style="list-style-type: none"> ・上記外国出願に係る国内代理人費用 ・現地代理人費用
国内代理人費用	<ul style="list-style-type: none"> ・振込手数料・送金手数料及び振込みに要する費用 ・出願国の制度上、出願に必要であることが認められる経費（公証人証明書申請費用、委任状作成費用等）
翻訳料	<ul style="list-style-type: none"> ・翻訳に要する費用（「1WORD の単価×WORD の数」等の内訳を請求書等に明示すること）

助成対象外経費の例

対象とならない費用	<ul style="list-style-type: none"> ・先行技術調査に係る費用 ・本補助事業の交付申請書等の書類作成に係る代理人費用 ・国内消費税、海外での付加価値税やサービス税等 ・一度外国特許庁に出願料を支払った後に、追加的に外国特許庁や国内外代理人に支払った費用（出願後の自発の補正・中間手続きにかかる経費（出願と同日の手続ではない審査請求料・登録料・維持年金・手数料など） ・PCT国際出願のうち、国際段階の手数料（国際出願手数料や取扱手数料、調査手数料・送付手数料、予備審査手数料） ・日本国特許庁に支払う印紙代及び代理人手数料（マドプロ、優先権主張に係る費用）
-----------	--------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------